

2012年5月31日

社団法人 日本医師会

病床の機能分化について（案）

1. 基本的な考え方

○ 地域において、医療機関が適切に連携をしつつ、効果的に医療を提供していくために病床の機能分化を進めていくことは必要である。

○ 各地域の病床機能の分化・連携は、地域を「面」として捉え、地域全体をカバーしたものとし、各都道府県が地域の医師会等を中心として医療のネットワークづくりを推進する。

○ そのために、各医療機関がそれぞれ担っている機能について、都道府県に情報提供を行なう仕組みを設ける。都道府県は、これらの情報を活用し、都道府県医師会をはじめとする医療提供者等の主体的な関与の下で、地域の実態を踏まえた医療提供体制を検討する。

2. 医療機能および病床機能を報告する仕組み

○ 各医療機関がそれぞれ担っている急性期、亜急性期、回復期、長期療養、外来、在宅医療などの医療機能および病床機能について、都道府県に報告する。

○ 各医療機関が報告すべき内容は、別途検討する。

1 ○ 都道府県への報告については、現行の「医療機能情報提供制度」(根拠条文 医
2 療法第 6 条の 3) を活用し、報告項目に病床の機能に関する情報等を追加す
3 る。なお、その場合は、医療機関報告に係る負担を軽減するため、報告項目
4 の適正化を図る。同時に、国および都道府県は、現行「医療機能情報提供制
5 度」の有効活用に積極的に取り組む。

6
7 ○ 都道府県は、この報告の仕組みを通じて得られた情報を、都道府県医師会を
8 はじめとする医療提供者等との密接な連携のもとに、地域医療提供体制の検
9 討に活用する。

10
11 ○ 都道府県は、報告の仕組みを通じて得られた情報を、地域住民、患者にわか
12 りやすく示すとともに、医療提供者、行政、地域住民、患者とともに、それ
13 ぞれの地域にあった医療提供体制を作り上げていくことを目指す。

14
15 ○ 都道府県は、国に各地域の病床機能の現状を報告する。国は、一定期間の分
16 析を経たのちに、あらためて、病床機能のあり方を検討する。その際、病床
17 の機能分化については、地域の実態を踏まえた柔軟なものとする。

18
19 ○ 都道府県の病床機能の報告の仕組みやそれに基づく施策に関し、国が策定す
20 るガイドライン等は、医療法第 30 条の 8 にもとづく「技術的助言」¹として
21 位置づけ、都道府県はこれに縛られるものではないものとする。

22
23
24 以上

25
26

¹ 医療法第 30 条の 8

厚生労働大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に
対し、必要な助言をすることができる。

1
2 **医療法 第6条の3 (抄)**

3 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、
4 医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働
5 省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、
6 当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

7 2～4 (略)

8 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項
9 の規定により報告された事項を公表しなければならない。

10 6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報
11 告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設
12 者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正
13 させることを命ずることができる。

14
15 **医療機能情報提供制度実施要領について (抄)**

16 2007年3月30日 医政発第0330013号

17 4 実施体制 (2) 医療機能情報の報告手続 ② 医療機能情報の報告方法

18 ・都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道
19 府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を
20 報告させることとする。

21 (略)

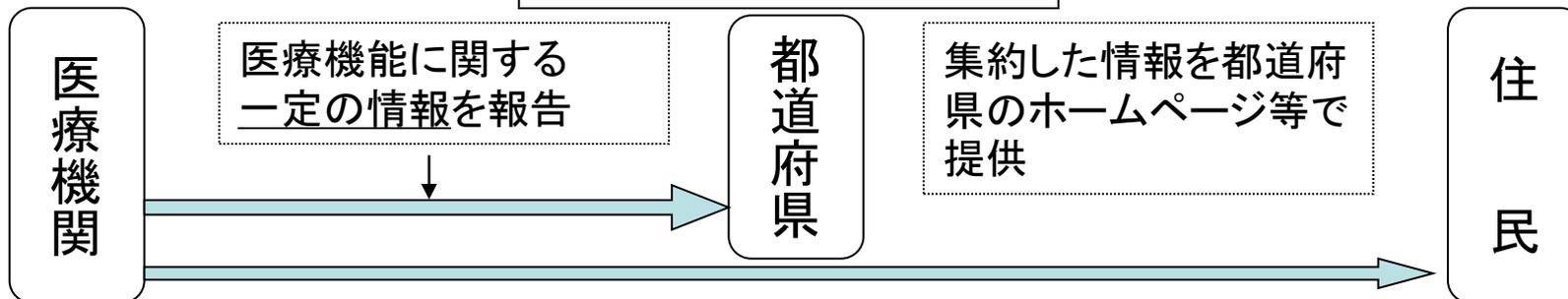
22 ・医療機能情報の修正又は変更の報告については、

23 ア①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、
24 ⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療
25 日(診療科目別)、⑧診療時間(診療科目別)、⑨病床の種別及び届出又は許可病
26 床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病
27 院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知
28 事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこ
29 ととする。(以下略)

医療機能情報提供制度について(平成19年4月1日施行)

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務づけ、都道府県が情報を集約して、インターネット等を通じてわかりやすく提供する仕組み(薬局についても同様の仕組み)

医療機能情報提供制度



【基本情報】

①名称 ②開設者 ③管理者 ④所在地 ⑤電話番号 ⑥診療科目 ⑦診療日 ⑧診療時間 ⑨病床種別及び届出・許可病床数

【基本情報以外の全ての情報】

- ①管理・運営・サービス等に関する事項(アクセス方法、外国語対応、費用負担等)
②提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医(広告可能なものに限る)、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等)
③医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数等)

一定の情報

現状の課題など※

- 都道府県ホームページで開示されているがアクセス数が少ない。2010年(年度)は全国で1日34,505アクセス(英国NHS Choicesの実績は1日約310,000アクセス)
- 利用がしにくい(情報が多い。表現がわかりにくい。検索の仕方が難しい)
- 医療機関の負担が大きい(調査項目の多さ、類似調査の存在など)
- 都道府県からも、医療機関が報告のメリットを感じるような仕組み、ホームページの仕様の標準化、国による普及啓発について要望されている。

※ 厚生労働省医政局総務課「医療機能情報提供制度の概要について」を、日本医師会において一部簡略化するとともに、同省「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書(2012年3月)を参考として加筆したもの